

令和4年度

第3回

会津若松市国民健康保険運営協議会

日時:令和5年2月1日(水)13時～

場所:栄町第二庁舎2階第三会議室

次 第

1 開 会

2 諮問

3 市長あいさつ

4 議 事

諮問案件

(1) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正

5 その他

6 閉 会

諮問案件

会津若松市国民健康保険条例の一部改正 (出産育児一時金) について

1 改正の趣旨

現在、出産育児一時金については出産費用の経済的負担を軽減するため、加入する医療保険において42万円の支給を行っており、本市の国民健康保険においても同様に条例で定めているところです。

今般、国において、出産費用等の現状を踏まえ、令和5年4月から全国一律で50万円とする方針が示され、健康保険法施行令等の改正がすすめられているところであり、本市国民健康保険においても、他の医療保険の給付額との整合性を図るため、健康保険法施行令等の改正に準じた改正を行うものです。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を、「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は以下のとおりとなる。

項目	現行	改正後
出産育児一時金	408,000円	488,000円
産科医療保障制度掛金*	12,000円	12,000円
総額	420,000円	500,000円

*産科医療補償制度

分娩機関が加入し、分娩による重度の脳性麻痺となった子と家族の経済的負担を補償するための制度

3 施行期日

令和5年4月1日

施行の日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額については、なお従前の例による

4 スケジュール

令和4年 12月 27日 国通知（出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正について）

令和5年 2月 1日 国民健康保険運営協議会

2月 中旬 市議会定例会提案

出産費用（室料差額等を除く）の状況

【令和3年度】全体（異常分娩を含む）

	平均値	件数
全施設	462,902円 (+5,692円)	807,160件
公的病院	418,810円 (+346円)	200,147件
私的病院	486,880円 (+8,420円)	215,129件
診療所 (助産所を含む)	472,258円 (+6,497円)	391,884件

正常分娩のみ

	平均値	件数
全施設	473,315円 (+5,819円)	447,246件
公的病院	454,994円 (+2,706円)	90,239件
私的病院	499,780円 (+10,163円)	108,259件
診療所 (助産所を含む)	468,443円 (+4,873円)	248,748件

※直接支払制度専用請求書を集計したものであり、室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く出産費用の合計額

公的病院：国公立病院、国公立大学病院、国立病院機構等

私的病院：私立大学病院、医療法人病院、個人病院等

診療所：官公立診療所、医療法人診療所、個人診療所、助産所等

※（ ）内は前年度比の額

※厚生労働省保険局において集計

諮問案件

会津若松市国民健康保険条例の一部改正 (準備金の改正) について

1 改正の趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）特別会計におきましては、県に納付する国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の支払い不足に充てるため、決算で生じた剰余金（歳入歳出差引額）の一部を上限を定めて「準備金」として積み立てております。

しかし、今般のコロナ禍における想定を超える受診控えにより、保険給付費等が減少し、上限を超える決算剰余金が生じていることから、その財源を国保特別会計の将来に向けての安定的な運営並びに被保険者の保険税負担の緩和に有効に活用できるよう、準備金の積立上限額を廃止するとともに、名称についても「事業運営安定化基金」と改めるものです。

※準備金とは

県に納付する国保事業費納付金については、保険税軽減に対する国からの交付金や保険税収入を財源として支出しているが、その収入が不足した場合に備えるための積立金を「準備金」と条例で定めている。

準備金の上限は、国保事業費納付金の過去3カ年の平均支出額の100分の10と規定しており、決算で生じた剰余金（歳入歳出差引額）の一部を積立している。

*事業費納付金の財源内訳

収入 (歳入)	国の交付金	保険税収入	↓不足分を準備金で対応
支出 (歳出)	国保事業費納付金		

(国保事業費納付金：県が毎年度、県全体の保険給付費を推計し、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準に応じ按分額を決め、市町村に納付を義務付けている経費)

2 改正の背景

- 国保事業の「準備金」については、毎年度の決算で生じた剰余金の一部を積み立て、平成29年度以前は保険給付費の支払い不足に対応し、財政運営が県主体となった平成30年度以降は納付金の支払い不足に備えてきたところです。
(別添資料1「準備金の推移」)
- 国保事業を支える国保税の額は、年度間の収支均衡が図れるよう、法令等を踏まえて決定しておりますが、コロナ禍における想定を超える受診控えによって、保険給付費等が減少し、決算剰余金が当初の想定以上に生じている状況にあります。
(右ページ表1)
- 一方で、令和11年度に県内自治体の保険税率の統一が予定されており、県が示すシミュレーションによれば、今後の国保事業は、被保険者の減少の加速や高度医療による医療費の高額化によって、一人当たりの保険税負担は増加していく見込みであり、現在の保険税水準の維持が困難な見通しとなっております。
(右ページ表2)

- こうした状況を踏まえ、保険税水準の急激な増加を回避し、被保険者の税負担の緩和に計画的に取り組みながら、中長期的に安定した国保事業を維持していくために、「準備金」については、これまでの納付金の支払い不足だけにとどまらず、国保特別会計の安定的な運営を担う基金として役割を拡大する必要が生じたものです。

●表1：決算剰余金の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算剰余金（千円）	237,877	301,313	323,338

●表2：国保事業の今後の状況（県試算による）

	令和4年度	令和11年度	比較増減
被保険者数（人）	23,916	15,348	△8,568
国保事業費納付金（千円）	2,777,919	2,527,037	△250,882
一人当たり医療費（円）	392,251	454,127	61,876
一人当たり保険税（円）	79,603	111,514	31,911

※仮に今後も令和4年度の保険税水準（一人当たり79,603円）を維持する場合、保険税収入は、被保険者数の減少により、毎年約1億円ずつ減少し、令和11年度には約7億円減少する見込である。

3 改正の内容

	現 行	改 正 後
名 称	準備金	事業運営安定化基金
目 的 (用途)	納付金の支払不足	納付に要する経費の不足及び保険税の負担緩和
上 限	納付金過去3年平均の100分の10	上限を定めない
その他		管理及び処分等の条文追加

4 施行期日

令和5年4月1日

※ 現行の準備金は、施行後は事業運営安定化基金に属するものとする。

5 スケジュール

令和4年11月17日～ パブリックコメント ※意見なし

12月16日

令和5年 2月1日 国民健康保険運営協議会
2月中旬 市議会定例会提案

参考資料

会津若松市国民健康保険特別会計 準備金の推移

(単位：円)

区分	項目	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (予算)
上限額	前々年度納付金額	14,303,317,487	13,896,537,883	13,414,819,675	2,934,207,400	3,030,626,570	2,850,155,415
	前年度納付金額	13,896,537,883	13,414,819,675	2,934,207,400	3,030,626,570	2,850,155,415	2,957,597,245
	当年度納付金額	13,414,819,675	2,934,207,400	3,030,626,570	2,850,155,415	2,957,597,245	2,777,917,528
	3か年計	41,614,675,045	30,245,564,958	19,379,653,645	8,814,989,385	8,838,379,230	8,585,670,188
	3か年平均 ① ※1円未満切捨て	13,871,558,348	10,081,854,986	6,459,884,548	2,938,329,795	2,946,126,410	2,861,890,062
	上限額 (①×10/100) ② ※1円未満切捨て	1,387,155,834	1,008,185,498	645,988,454	293,832,979	294,612,641	286,189,006
積立額	前年度末現在高	317,856	84,255,448	293,419,663	199,930,245	293,806,194	294,588,077
	当年度取崩額	0	0	138,869,000	0	0	8,430,000
	当年度積立額	83,937,592	209,164,215	45,379,582	93,875,949	781,883	30,000
	当年度末現在高 ③	84,255,448	293,419,663	199,930,245	293,806,194	294,588,077	286,188,077
上限額と積立額との差 (③-②)		▲ 1,302,900,386	▲ 714,765,835	▲ 446,058,209	▲ 26,785	▲ 24,564	▲ 929

* 「納付金額」の算出：平成29年度以前⇒保険給付費＋後期高齢者支援均等＋介護納付金＋共同事業拠出金、平成30年度以降⇒保険事業費納付金

(参考) 国民健康保険条例第10条の2

本市は、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の支払い要した費用の当該年度を含む前3箇年の平均年額の100分の10に相当する額を上限とし、毎年度の剰余金から準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、同行の費用の支払に不足を生じたときに限り使用することができる。

会津若松市国民健康保険条例（昭和34年会津若松市条例第13号）新旧対照表

改正後（案）	現 行
<p>（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する出産育児一時金の額を勘案し、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</p>	<p>（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する出産育児一時金の額を勘案し、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</p>
<p>第7章 財産取得管理等の方法 （ ）</p>	<p>第7章 雑則 （財産取得管理等の方法）</p>
<p>第10条 会津若松市国民健康保険特別会計に属する財産の取得管理及び処分は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年会津若松市条例第18号）の定めるところによる。</p>	<p>第10条 国民健康保険特別会計に属する財産の取得管理及び処分は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年会津若松市条例第18号）の定めるところによる。</p>
<p>第8章 会津若松市国民健康保険事業運営安定化基金</p>	
<p>（基金） 第10条の2 本市は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する経費の不足及び国民健康保険税の負担緩和に資するため、会津若松市国民健康保険事業運営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>（準備金） 第10条の2 本市は、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の支払に要した費用の当該年度を含む前3箇年の平均年額の100分の10に相当する額を上限とし、毎年度の剰余金から準備金として積み立てるものとする。</p>
<p>第10条の2 本市は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する経費の不足及び国民健康保険税の負担緩和に資するため、会津若松市国民健康保険事業運営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>2 前項の準備金は、同項の費用の支払に不足を生じたときに限り使用することができる。</p>
<p>（積立て） 第10条の3 基金として積み立てる額は、毎会計年度の会津若松市国民健康保険特別会計の歳出予算の定めるところによる。</p>	<p>（準備金の繰替使用等） 第10条の3 本市は、支払現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用し又は議会の議決を経て一時の借入をすることができる。</p>
<p>第10条の3 基金として積み立てる額は、毎会計年度の会津若松市国民健康保険特別会計の歳出予算の定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定により繰替使用した金額及び借入金は、当該会計年度内に償還しなければならない。</p>
<p>（管理） 第10条の4 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p>	
<p>（運用益金の処理） 第10条の5 基金の運用から生じる収益は、会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>	

<p>(繰替運用) 第10条の6 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(処分) 第10条の7 基金は、<u>第10条の2に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、これを処分することができる。</u></p> <p>(委任) 第10条の8 <u>この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>第9章 罰則</p>	<p>第8章 罰則</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>(経過措置) 2 <u>この条例による改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行日前に改正前の会津若松市国民健康保険条例の規定により積み立てられた準備金は、改正後の第10条の2に規定する基金に属するものとする。</u></p>	